

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1 第1欄、2-2 第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2 及び 2-5-2 の2、2-7 並びに 2-11 第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成26年度に適用します。

2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,707円	PHS事業者に適 用します。
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,707円	

2-1-1-1 の2～2-1 の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1 通信ごとに	0.59057円	_____
	1 秒ごとに	0.026644円		
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24 回線 (1.5Mbit/s 相当)ごとに月額	22,174円	_____

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1 第1欄、2-2 第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2 及び 2-5-2 の2、2-7 並びに 2-11 第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成27年度に適用します。

2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,754円	PHS事業者に適 用します。
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,754円	

2-1-1-1 の2～2-1 の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1 通信ごとに	0.54821円	_____
	1 秒ごとに	0.029051円		
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24 回線 (1.5Mbit/s 相当)ごとに月額	20,708円	_____

(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0024617円	—
---------------------	---	-------	------------	---

2-2の2 (略)

2-3 市内伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.15560円	—
		1秒ごとに	0.0081685円	

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.15560円	—
		1秒ごとに	0.0012757円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機の回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線（1.5Mbit/s相当）ごとに月額	1,783円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00019881円	—

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区 分		単 位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0032476円	—

(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0024161円	—
---------------------	---	-------	------------	---

2-2の2 (略)

2-3 市内伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.14605円	—
		1秒ごとに	0.0083189円	

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.14605円	—
		1秒ごとに	0.0012797円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機の回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線（1.5Mbit/s相当）ごとに月額	1,576円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00018489円	—

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区 分		単 位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0033347円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区 分				単 位	料金額	備考
中継 伝送 専用 機能	加入者 交換機 と市外 中継交 換機と の間の 伝送路 設備を 専ら協 定事業 者が利 用して 通信を 伝送す る機能	ア 同一通 信用建物内 に終始する 場合	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	<u>14,322 円</u>	—
				24回線を超 える24回線 ごとに月額	<u>14,001 円</u>	
			(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	<u>123,412 円</u>	
				672回線相当 月額	<u>123,090 円</u>	
			(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	<u>369,593 円</u>	
				2,016回線相 当月額	<u>369,271 円</u>	
		イ ア以外 の場合であ って同一の 単位料金区 域に終始す る場合	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	<u>16,333 円</u>	—
				24回線を超 える24回線 ごとに月額	<u>16,012 円</u>	
			(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	<u>141,090 円</u>	
				672回線相当 月額	<u>140,769 円</u>	
			(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	<u>422,628 円</u>	
				2,016回線相 当月額	<u>422,307 円</u>	
	ウ アイ以 外の場合		(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	<u>17,421 円</u>	—
				24回線を超 える24回線 ごとに月額	<u>17,100 円</u>	
			(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	<u>150,655 円</u>	
				672回線相当 月額	<u>150,334 円</u>	
			(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	<u>451,322 円</u>	
				2,016回線相 当月額	<u>451,001 円</u>	

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区 分				単 位	料金額	備考
中継 伝送 専用 機能	加入者 交換機 と市外 中継交 換機と の間の 伝送路 設備を 専ら協 定事業 者が利 用して 通信を 伝送す る機能	ア 同一通 信用建物内 に終始する 場合	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	<u>13,333 円</u>	—
				24回線を超 える24回線 ごとに月額	<u>13,047 円</u>	
			(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	<u>112,269 円</u>	
				672回線相当 月額	<u>111,983 円</u>	
			(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	<u>336,235 円</u>	
				2,016回線相 当月額	<u>335,948 円</u>	
		イ ア以外 の場合であ って同一の 単位料金区 域に終始す る場合	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	<u>15,660 円</u>	—
				24回線を超 える24回線 ごとに月額	<u>15,373 円</u>	
			(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	<u>132,240 円</u>	
				672回線相当 月額	<u>131,953 円</u>	
			(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	<u>396,146 円</u>	
				2,016回線相 当月額	<u>395,860 円</u>	
	ウ アイ以 外の場合		(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	<u>16,667 円</u>	—
				24回線を超 える24回線 ごとに月額	<u>16,381 円</u>	
			(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	<u>140,890 円</u>	
				672回線相当 月額	<u>140,603 円</u>	
			(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	<u>422,097 円</u>	
				2,016回線相 当月額	<u>421,810 円</u>	

2-5-2-2 加算料

区 分		単 位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1 ウ欄に規定する 中継伝送専用機 能を利用する区 間の距離が 10km を超える場合の 加算料	(ア) 24 回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24 回線ごとに月額	76 円	—
	(イ) 672 回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672 回線ごとに月額	669 円	
	(ウ) 2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	2,006 円	
(2) 中継伝送専用機 能を利用して当 社が別に定める 通信用建物と異 なる市外中継交 換機に接続する 場合等の加算料	(ア) 24 回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	2,011 円	—
	(イ) 672 回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	17,678 円	
	(ウ) 2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	53,035 円	

2-5-2-2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備考
中継交換機 接続用伝送 装置利用機 能	第5条第1項の表中第4欄で接続 する場合において、通信用建物に 設置された中継交換機との接続に 限って協定事業者が設置する1の 接続用伝送路設備とその中継交換 機との間に設置する伝送装置によ り伝送速度の変換及び信号の多重 を行う機能	672回線 (50Mbit/s 相 当) ごとに月額	21,342円	—

2-5-3～2-6の3 (略)

2-5-2-2 加算料

区 分		単 位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1 ウ欄に規定する 中継伝送専用機 能を利用する区 間の距離が 10km を超える場合の 加算料	(ア) 24 回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24 回線ごとに月額	77 円	—
	(イ) 672 回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672 回線ごとに月額	657 円	
	(ウ) 2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	1,971 円	
(2) 中継伝送専用機 能を利用して当 社が別に定める 通信用建物と異 なる市外中継交 換機に接続する 場合等の加算料	(ア) 24 回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	2,327 円	—
	(イ) 672 回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	19,971 円	
	(ウ) 2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	59,912 円	

2-5-2-2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備考
中継交換機 接続用伝送 装置利用機 能	第5条第1項の表中第4欄で接続 する場合において、通信用建物に 設置された中継交換機との接続に 限って協定事業者が設置する1の 接続用伝送路設備とその中継交換 機との間に設置する伝送装置によ り伝送速度の変換及び信号の多重 を行う機能	672回線 (50Mbit/s 相 当) ごとに月額	20,719円	—

2-5-3～2-6の3 (略)

2-7 信号伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
共通線信号網利用機能	ア (略)	1 信号ごとに	0.019937円	(略)
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			_____

2-8～2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	0.76804 円	中継事業者に適用します。
		1 秒ごとに	0.047590 円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPN サービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	0.96063 円	中継事業者に適用します。
		1 秒ごとに	0.053454 円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を保留する機能	1 通信ごとに	0.015223 円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。

2-7 信号伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
共通線信号網利用機能	ア (略)	1 信号ごとに	0.021284円	(略)
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			_____

2-8～2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	0.71921 円	中継事業者に適用します。
		1 秒ごとに	0.051883 円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPN サービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	0.89271 円	中継事業者に適用します。
		1 秒ごとに	0.057784 円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を保留する機能	1 通信ごとに	0.016320 円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。

(4) 音声ガイダンス送出用 接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	<u>0.029080円</u>	_____
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	<u>0.035741円</u>	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) リダイレクション網 使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	<u>0.038699 円</u>	携帯・自動車 電話事業者、 国際系事業者、 中継事業者、 PHS 事業者 又は端末系 事業者に適用 します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	<u>0.030481 円</u>	

(4) 音声ガイダンス送出用 接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	<u>0.031780 円</u>	_____
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	<u>0.038283 円</u>	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) リダイレクション網 使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	<u>0.041489 円</u>	携帯・自動車 電話事業者、 国際系事業者、 中継事業者、 PHS 事業者 又は端末系 事業者に適用 します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	<u>0.033234 円</u>	

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区分			単位	工事費の額	備考
(1)～(32) (略)			(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア イ以外の場合	672 回 線 (50Mbit/s 相当) ごとに	<u>176,195 円</u>	_____
		イ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672 回 線 (50Mbit/s 相当) ごとに	<u>260,769 円</u>	_____

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区分			単位	工事費の額	備考
(1)～(32) (略)			(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア イ以外の場合	672 回 線 (50Mbit/s 相当) ごとに	<u>164,936 円</u>	_____
		イ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672 回 線 (50Mbit/s 相当) ごとに	<u>234,209 円</u>	_____

附 則（平成27年4月10日西設相制第17号）
この改正規定は、平成27年4月10日から実施し、平成27年4月1日に遡及して適用します。